

佐賀県にお住まいの小児・AYA 世代がん患者さんへ 在宅ケア支援事業のご案内

佐賀県では、小児・AYA世代（※）の末期がん患者さんが、住み慣れた自宅で安心して療養生活が送れるよう、自宅で療養するための費用の一部を助成します。

（※）AYA世代とは「Adolescent and Young Adult 世代」の略です。15～39歳の思春期・若年成人の世代を指します。

助成の対象となる方

以下の（１）～（５）のすべてに該当する方

- （１）申請日から、訪問介護や福祉用具貸与及び購入等のサービスを利用する期間において県内に住所を有する方
- （２）申請の時点において、下記に該当する方
 - ① 訪問介護、訪問入浴介護については、年齢が40歳未満である方
 - ② 福祉用具貸与及び購入については、年齢が18歳以上40歳未満である方
（年齢が18歳又は19歳である者については、児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない方に限る）
- （３）末期がん患者
- （４）在宅の生活を営む上において居宅介護等の支援が必要な方
- （５）介護保険法又は他の制度によっては支援事業と同等の助成又は給付を受けることができない方

対象となるサービス

支援事業においては介護保険法に規定された居宅サービスのうち次に掲げるサービスが対象です。

- （１）訪問介護………身体介護（食事、清拭、入浴、排泄などの介助）
生活援助（料理、洗濯、掃除、買い物などの介助）
- （２）訪問入浴介護
- （３）福祉用具貸与及び購入…車いす、特殊寝台、スロープ、腰掛便座、入浴補助用具 など

サービス利用上限額と助成額

- （１）1ヶ月あたりのサービス利用上限額は6万円とし、うち9割相当額を助成します。
- （２）サービス提供事業者から請求された額をいったん全額負担していただきます。
- （３）サービス利用上限額を超える利用料については、ご本人の負担になります。
例①：対象となるサービスの費用の合計額が5万円だった場合
 $50,000 \text{円} \times 0.9 = 45,000 \text{円}$ 助成金額 = 45,000円
例②：対象となるサービスの費用の合計額が8万円だった場合
上限額が6万円のため
 $60,000 \text{円} \times 0.9 = 54,000 \text{円}$ 助成金額 = 54,000円

申請に必要な書類

- ① 佐賀県小児・AYA世代がん患者在宅ケア支援事業利用申請書
- ② 意見書
- ③ 住民票（原本）

申請方法

郵送またはご持参ください。

申請書類など詳しくは、下記の佐賀県がん情報サイト「がんポータルさが」でご確認ください。

申請様式のダウンロードも可能です。

- 郵送の場合 宛 先：〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59
佐賀県 健康増進課 がん撲滅特別対策室
- 持参の場合 受付窓口：佐賀県 健康増進課 がん撲滅特別対策室
受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00
(祝日・年末年始除)
- お問い合わせ 電 話：0952-25-7491 (直通)
F A X：0952-25-7268
E-mail：kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

支援事業の詳細や申請様式は、以下のがん情報サイト「がんポータルさが」に掲載しております。

がんポータルさが

検索



URL：<https://www.ganportal-saga.jp/josei/aya>

がんに関する相談窓口

《がん相談支援センター》

- 佐賀大学医学部附属病院
対応時間：月曜日～金曜日（祝日除）9:00～16:00
電 話：0952-34-3113
- 唐津赤十字病院
対応時間：月曜日～金曜日（祝日除）9:00～17:00
電 話：0955-74-9135
- 佐賀県医療センター好生館
対応時間：月曜日～金曜日（祝日除）8:30～17:15
電 話：0952-28-1210
- 嬉野医療センター
対応時間：月曜日～金曜日（祝日除）9:00～16:00
電 話：0954-43-1120

《佐賀県がん総合支援センター さん愛プラザ》

- 佐賀県健康づくり財団（佐賀メディカルセンタービル1階）
がんの悩み相談ダイヤル
対応時間：月曜日～金曜日（祝日・盆・年末年始除）9:30～13:00・14:00～16:30
電 話： 0120-246-388